

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
ユナイテッド・アーバン投資法人
代表者名
執行役員 村上 仁 志
(コード番号：8960)
資産運用会社名
ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名
代表取締役社長 吉 田 郁 夫
問い合わせ先
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏 目 憲 一
TEL. 03-5402-3680

訴訟における和解成立のお知らせ (ホテル JAL シティ四谷 東京)

ユナイテッド・アーバン投資法人 (以下「本投資法人」といいます。) は、運用資産である「ホテル JAL シティ四谷 東京」 (以下「本物件」といいます。) に関し、本物件の信託受託者である三井住友信託銀行株式会社 (以下「賃貸人」といいます。) を通じて、テナント等を相手に訴訟等を提起して係争していましたが、本日、東京地方裁判所において和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

平成 26 年 3 月 17 日付「訴訟の提起に関するお知らせ (ホテル JAL シティ四谷 東京)」及びその後の本投資法人の開示 (末尾「(ご参考) 本件に関連したお知らせ」をご参照ください。) にてお知らせしました通り、本物件のホテル運営部分に係る賃貸借契約 (以下「本賃貸借契約」といいます。) に関連して、本物件の信託受託者である賃貸人より、賃借人である二幸産業株式会社 (以下「賃借人」といいます。) 及び賃借人の 100% 子会社に対し訴訟の提起 (以下「本件訴訟」といいます。) を、また賃借人及び第三者である株式会社フォーブス (以下「フォーブス」といいます。) に対し仮処分命令の申立て (以下本件訴訟と併せて「本件訴訟等」といいます。) を行いました。

その後、本投資法人は、賃借人及びフォーブスと協議を重ねた結果、本投資法人が賃貸人を通じて本賃貸借契約に基づき有する権利を実質的に維持できる条件で合意に達し、本件訴訟等の期日である本日 (平成 26 年 5 月 27 日) 付で、賃借人及びフォーブスとの間で和解が成立しました。この和解により、本賃貸借契約は、賃料等の経済条件についてこれまでと同様の条件で、平成 28 年 9 月 30 日まで、賃借人との間で維持されます。また、フォーブスは、平成 26 年 6 月 1 日以降平成 28 年 9 月 30 日までは賃借人からの転借人として、平成 28 年 10 月 1 日以降平成 33 年 9 月 30 日までは和解によって決定された賃料等の条件で直接の借主として、本物件をそれぞれ転借又は賃借し、平成 26 年 6 月 1 日以降、本物件を「ホテルウィングインターナショナルプレミアム東京四谷」として営業します。この和解により、賃借人及びフォーブスとの間の本件訴訟等による係争は、最終的に解決されます。併せて、本物件の物件名称についても変更を検討します。

なお、今回の和解の成立が本投資法人の業績に与える影響は軽微であり、平成 26 年 5 月 23 日付で公表した「平成 26 年 5 月期 (第 21 期) 及び平成 26 年 11 月期 (第 22 期) の運用状況の予想の修正並びに平成 27 年 5 月期 (第 23 期) の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載の運用状況の予想について修正はありません。

(ご参考) 本件に関連したお知らせ

- ・平成 26 年 3 月 17 日付「訴訟の提起に関するお知らせ (ホテル JAL シティ四谷 東京)」
- ・平成 26 年 4 月 4 日付「運用資産 (ホテル JAL シティ四谷 東京) に関するお知らせ」
- ・平成 26 年 4 月 17 日付「運用資産 (ホテル JAL シティ四谷 東京) に関するお知らせ (続報)」
- ・平成 26 年 4 月 25 日付「仮処分命令の申立てに関するお知らせ (ホテル JAL シティ四谷 東京)」

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.united-reit.co.jp>